

## オートウェーブ会員ポイント利用規約

### 第1条（ポイント会員の資格等）

ポイント会員（以下「会員」という）とは、株式会社オートウェーブ（以下「オートウェーブ」という）が組織する第2条（2）に定める対象会員組織に入会された方を指し、「オートウェーブ会員ポイント利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、会員に対し、オートウェーブポイント（以下「ポイント」という）特典を提供いたします。

### 第2条（会員へのポイント付与）

（1）ポイントは、次号で定める対象会員組織への入会手続きを完了した会員に対して付与されます。

（2）本規約が対象とするオートウェーブ会員組織（以下「対象会員組織」という）の名称、及び、現金またはオートウェーブ会員提携クレジットカード（以下「AW提携カード」という）によりお支払いただいた際に会員に対して付与されるお買上ポイント特典などは、以下のとおりです。

会員組織名	会員の種類	年会費	お買上げポイント特典	会員特典
現金会員	「ハードカード」 ポイント会員	無料	お買上げ金額 210円毎 1ポイント	
55クラブ	「ハードカード」 ポイント会員	無料	お買上げ金額 210円毎 1ポイント	・エンジンオイル交換工賃 無料
OB 工賃割引	「ハードカード」 オイルボーイ会員	・2年間年会費 525円 ・継続時 525円	お買上げ金額 210円毎 1ポイント	エンジンオイル&フィルタ ー交換工賃無料
AW 工賃割引	「ハードカード」 AW 工賃割引会員	入会年会費 630円 ・継続時 525円	お買上げ金額 105円毎 1ポイント	工賃割引会員カード利用 規約に基づく8つの特典
AW 提携カード オリコ (オリコ・ネット) ジャックス セディナ	クレカ付提携カードが AWの会員カードに	入会金 500円 年会費無料	お買上げ金額 105円毎 1ポイント	工賃割引会員カード利用 規約に基づく同等な8つ の特典

なお、「AW 工賃割引会員」と「AW 提携カード会員」に限り、新車販売を除く中古車の買取・販売にも以下の金額区分によりポイントが付与されます。

- ① 10万円～20万円 ⇒2000ポイント
- ② 20万円超～100万円 ⇒3500ポイント
- ③ 100万円超～200万円 ⇒5000ポイント
- ④ 200万円を超える場合、超過100万円毎に1500ポイントをプラス

### 第3条（ポイントの有効期間）

ポイントの有効期間は、対象会員組織への入会日から、1年間とします。ただし、会員が対象店舗にて会計の上購入した場合は、最終購入日より1年間とさせていただきます。有効期間を過ぎた場合、会員のポイント合計残高（以下「残高ポイント」という）は自動的に喪失します。なお、有効期間はオートウェーブにより予告無く変更されることがあります。

### 第4条（会員カードの利用）

(1) ポイントの付与を受けるに当たっては、会員は、対象店舗で商品またはサービス（以下「対象商品」という。）を購入または提供を受ける際に、会員カード・会員番号を提示したうえで（以下「カード利用」という）、現金またはオートウェーブの指定する方法により対象商品代金をお支払ください。なお、会員カード・会員番号を提示いただけない場合、または対象商品代金の支払終了後に提示された場合は、ポイントの付与は受けられません。

(2) 前号にかかわらず、対象店舗によっては、カード利用のできない場合があります。

### 第5条（ポイント付与及び特典）

(1) 会員が、カード利用により、対象店舗レジにて現金・AW 提携カード・その他オートウェーブが指定した方法により対象商品代金の支払をなされた場合等、本規約に基づき30000ポイントの上限までポイントが付与されます。ただし、以下の商品またはサービスを購入または提供を受ける場合には、ポイントは付与されません。

- ・自動販売機の利用
- ・車検時の自動車賠償責任保険、重量税の支払い
- ・自動車保険料等の支払い
- ・上記以外の商品であっても、オートウェーブの指定によりポイント付与対象外とさせていただきます場合があります。

(2) 付与されるポイントの内容及び取扱いは、第2条(2)及び本項に定めるとおりです。

ただし、オートウェーブは、ポイント付与率若しくは付与方法又は使用率若しくは使用方法その他の関連事項又は特典交換について、予告無く変更したり、残高ポイントの上限を改定することがありますので、ご了承ください。

(a) 買上ポイント：カード利用により、対象店舗レジにて現金・AW 提携カード・その他オートウェーブが指定した方法により対象商品代金の支払がなされた場合、当該支払 1 回につき、お支払代金に応じて各会員に対しポイントが付与されます。ただし、お支払代金のうち第 2 条 (2) の「お買上げポイント特典」に定めたお買上げ単位 (105 円または 210 円) (以下「お買上げ単位」という) 未満の金額については、付与ポイント数の算出に当たり切り捨て、次回のお支払いの際に当該金額を繰り越す事はできません。また、以下の商品代金の支払については、買上ポイントは付与されません。

- [1] 金券類似物
- [2] タバコ、自動販売機に設置された飲料品、宅配料など
- [3] 保険料、重量税など
- [4] 上記以外の商品でオートウェーブの指定によりポイント付与対象外とした商品

また、本項 (d) に関連し、会員が残高ポイントを使用して対象商品を購入または提供を受ける場合、ポイントで充当したお支払代金分については、買上ポイントの付与対象とはなりません。お買上げ単位以上のお買上げをされた場合において、残高ポイントの使用により現金・AW 提携カード・その他オートウェーブが指定した方法によるお支払金額がお買上げ単位未満になった場合も、買上ポイントは付与されません。なお、1 回のお買い物を分割して決済し、買上ポイントを分割して取得することはできません。

(b) 来店ポイント：会員カードを対象店舗内にある「ポイントロボ」にかざして同カード記載のバーコードが読み取られると、ご来店 1 日につき 1 回限り、抽選によりイベント期間を除き 10～50 ポイントが会員に対し付与されます。カードの作成若しくは対象店舗で 1050 円以上の対象商品を現金又は AW 提携カードでお買上げいただいたカード会員は、その後お買上げがなくても、以降 5 回まで来店ポイントが付与できます。

(c) 返品時の処理：購入された対象商品を返品された場合、既に付与された買上ポイントを減算いたします。もっとも、購入時の来店ポイントは減算いたしません。

(d) ポイントの使用について：会員の残高ポイントは、500 ポイント以上の残高があつて、対象店舗内のレジにて会員カード・会員番号が提示され、会員認証がなされた状態であれば、1 ポイントを 1 円相当として、対象商品代金のお支払いに充当することができます。ただし、一部の商品・サービス等 (第 5 条(2)(a)[1]から[4]に定めるものを含むがこれらに限られない) についての支払には、ポイントを使用することはできません。

(e) ポイントを使用した場合の返品・返金について：対象商品代金の全額をポイントの使

用により充当した商品の返品がなされた場合、ポイント使用店舗において返品・返金処理を行い、使用ポイント数の返却をもって返金といたします。複数商品の購入の際に、対象商品代金の一部をポイントの使用により充当し、残額を現金等他の決済方法にて支払し、その後一部商品の返品がなされた場合には、ポイント使用店舗における返品・返金処理の際に、現金等ポイント使用以外の決済方法にてお支払いいただいた分を優先して返金いたします。

(f) ポイント交換の方法・ポイント特典の内容・交換後のポイント特典の取扱い：ポイント交換の方法、ポイント特典の内容、交換後のポイント特典の取扱い等については、店内の告知物または対象店舗のポイントシステム若しくはオートウェーブホームページをご確認ください。

(g) ポイントの換金等の制限：付与されたポイントについての換金・払い戻し等はできません。

(h) ポイント移行：複数の会員カード及び会員番号を有する会員は、対象店舗レジにて申出ることにより、ポイントを移行できます。なお、ポイント移行は同一会員のカード及び会員番号内に限ることとし、同一会員であることはオートウェーブにて確認させていただきます。同一会員であると認められない場合には、ポイント移行はできません。

(3) オートウェーブは、会員によるポイント使用后、オートウェーブが認めた返品等により当該会員の残高ポイントがマイナスとなる場合は、そのポイント使用について取り消すことができます。

(4) オートウェーブは、オートウェーブ諸規程で禁止している本人または対象者以外のカード利用が判明した場合、本人または対象者以外のカード利用分に関し、付与したポイントを減算することができます。また、ポイントを減算できない場合は、当該減算できないポイント分の代金を会員に対し請求することがあります。この場合の請求額は、ポイント数を現金換算することにより算出いたします。なお、会員資格を喪失した場合も、同様に請求させていただきます。

(5) 会員がポイント交換を申込まれた場合や抽選により当選された場合等、オートウェーブから会員に対し物品等を送付する際は、ご登録いただいた住所宛にご送付いたします。ご不在等により会員が受領しないまま送付した物品等の配送会社での保管期間が終了した場合、または宛先不明その他の事由により送付した物品等がオートウェーブに返送された場合は、オートウェーブは、初回送付の日より 3 ヶ月間保管することとし、その間会員より再送付の依頼がない場合、会員の申込みまたは当選の権利は消滅するものとします。なお、その際、ポイント交換により減算されたポイントの再付与は、事由の如何を問わず行いません。

(6) 会員が対象店舗において会員カード・会員番号を複数提示された場合、買上ポイントは最後に提示されたカードに付与されます。

(7) オートウェーブは、会員の承諾なくしてポイント付与の方法・内容及び特典等の全部

または一部につき新規・増加・減少・廃止・その他の変更を行うことができます。

#### 第6条（住所変更等）

会員ご入会時に登録いただいたご住所、お名前、電話番号、ご職業、メールアドレス等が変更になった場合は、速やかに各会員の運営組織までご連絡ください。オートウェーブから会員宛のご連絡は、登録されたご住所またはメールアドレス宛に行い、会員からの変更のご連絡がないこと等により通知等が到達しなかった場合は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。

#### 第7条（会員カードの紛失・盗難など）

会員カードの紛失・盗難等が発生した場合は、ただちに各会員の運営組織にご連絡ください。カード・会員番号の再発行等は、各会員運営規程によって行います。会員の責任による会員カードの紛失・盗難に伴うポイントの減少につきましては、当社は一切その責任を負いかねますので、会員ご自身で会員カード及び会員番号を適切に管理頂きます様お願いします。

#### 第8条（ポイント残高の喪失）

- (1) 会員が本規約に違反した場合、ただちに残高ポイントが喪失します。
- (2) 会員退会時など会員資格喪失時には、残高ポイントは消滅します。

#### 第9条（本規約の変更他）

(1) オートウェーブは、本規約について、予告なく新規制定・変更・改定・廃止ができるものとします。また、オートウェーブは本規約のポイント付与・特典など全ての内容についても予告なく新規制定・変更・改定・廃止する事がありますので、ご了承ください。

(2) 天災等の不可抗力、通信事業者・電気供給事業者その他オートウェーブの委託先の責に帰すべき事由、オートウェーブ若しくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等オートウェーブが直接外部から認識し得ない事由、またはやむを得ない事由により、オートウェーブの業務等が停止したときは、オートウェーブは、会員に対し何らの責も負わず、またポイントの付与・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの破損、または業務上の必要により、オートウェーブの業務等を停止する等の場合もオートウェーブは会員に対し何らの責も負いませんので、ご了承ください。

(3) オートウェーブの都合により、理由の如何を問わず、本規約に基づく制度の全体または一部を中止または終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの交換等ができなくなることがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

- (1) 商品の購入についてのお問い合わせは、会員カードをご利用になった各店舗にご連絡ください。
- (2) 会員の登録情報についてのお問い合わせ・お申出は、各会員運営組織にご連絡ください。
- (3) 本規約についてのお問い合わせ・お申出は、下記にご連絡ください。

利用規約案内日 平成 23 年 6 月 1 日

株式会社オートウェーブ

〒263-0054 千葉県千葉市稲毛区宮野木 1850 番

オートウェーブ販促部ポイント係)

一般電話 043-250-2669